

鎌倉市監査委員公表第3号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成25年8月23日

鎌倉市監査委員 井上 基
同 山田直人

指摘事項措置結果通知書

市民活動部 産業振興課
(農水担当)

指摘事項（平成 25 年度前期定期監査）	措置結果
<p data-bbox="264 506 496 539">(指摘事項の内容)</p> <p data-bbox="245 618 783 987">鎌倉地域漁港建設基本構想策定に係る市民意見集約等支援業務委託については、契約期間を訂正しているにもかかわらず、契約期間の訂正に係る決裁を得ていなかった。また、訂正個所に証印を押印するなどの方法によらず訂正を行っていた。</p> <p data-bbox="277 1010 735 1043">今後は適正な事務処理をされたい。</p>	<p data-bbox="826 506 1058 539">(措置結果の内容)</p> <p data-bbox="807 618 1374 819">今回の指摘を踏まえ、今後の契約事務の執行にあたっては、担当内の合議におけるチェックをより入念に行うことで、再発の防止に努めてまいります。</p>